

中央市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月 策定
(令和 4 年 3 月 改定)
中 央 市

はじめに

中央市一般廃棄物処理基本計画(第2次)の策定時より、おおむね5年が経過しようとしておりますが、その間に市民・事業者の皆様とともに3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用))の施策をはじめとした「ごみの減量化」に取り組んでまいりました。本市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご協力により、人口が増加傾向にもかかわらずほぼ横ばいとなっております。



一方、温室効果ガスの増加による気候変動や、海洋プラスチックごみ問題など、環境問題は地球規模でますます深刻化してきております。

また、近年における新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界中の人々の暮らし・経済に大きな影響を与えており、新たな生活様式が求められる中で、家庭や事業所から排出されるごみ・資源の内容も変化してきております。

国は、平成30年6月、第四次循環型社会形成推進基本計画を策定し、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略の策定、10月に食品ロス削減推進法を施行、令和2年7月から全国一律でプラスチック製レジ袋を有料化するなど、循環型社会形成に向けた取り組みを加速させております。

本市においては、この度の中間年次における改定にあたり、社会情勢やライフスタイルの変化、新型コロナウイルス感染症によるごみ処理への影響などを踏まえた見直しを行い、3Rに加え、リフューズ(ごみになるものは断る、家に持ち込まない)を合わせた「4R」に係る施策をはじめ、更なるごみの削減に向けた取り組みを今後5年間で推進してまいります。

また、併せて中央市環境基本計画との整合性を図り、平成27年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標(SDGs)の考え方にも努めてまいります。

結びに、本計画を改定するにあたり、コロナ禍にもかかわらず、慎重なご審議をいただきました「中央市一般廃棄物処理基本計画」策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます、今後も本計画の実現に向けご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

中央市長 **田中 久雄**

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画見直しの背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間と計画区域	3
4. 計画の基本方針	3
5. 国や県の動向.....	4
6. 国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標	7
第2章 中央市の概況	8
1. 中央市の位置及び地勢	8
2. 土地利用	9
3. 社会的な特徴.....	9
4. 将来人口の設定	12
第3章 ごみ処理基本計画	13
第1節 ごみの現状と課題	13
1. ごみの処理体制	13
2. ごみの排出量の状況	16
3. ごみ処理の状況	19
4. これまでのごみ処理の進捗状況	25
5. ごみ処理に係る課題	27
第2節 ごみ処理の基本方針	28
第3節 計画目標の設定	30
1. ごみ排出量と処理状況の将来予測	30
2. 数値目標	37
第4節 目標達成のための施策	46
1. 生活系ごみの減量・資源化の推進	46
2. 事業系ごみの減量・資源化の推進	49
3. 適正処理の推進	50
4. 市民・事業者・市の取り組みと役割分担	52

目次

第4章 生活排水処理基本計画	53
第1節 生活排水処理の現状と課題	53
1. 生活排水処理の状況	53
2. 生活排水処理人口	56
3. し尿・汚泥の排出状況	58
4. 生活排水処理の課題	61
第2節 生活排水処理計画	62
1. 生活排水処理の目標	62
2. 生活排水処理の中長期方針	63

注意：各表の数値は端数処理により必ずしも一致しない場合があります。

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画見直しの背景

中央市一般廃棄物処理基本計画（第2次）（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の第6条第1項の規定に基づき、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として、平成29年3月に策定しました。

私たちは豊かな生活を手にいれた反面、天然資源の枯渇や地球温暖化など、地球規模での環境問題が生じています。このような状況に対して、環境の保全や環境負荷の低減を行うとともに、社会の持続的発展をめざすためには現在の社会・経済システムを根本から見直すことが求められています。

国においては、平成12年6月、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な枠組法である「循環型社会形成推進基本法」（以下「循環基本法」という。）を公布し、廃棄物の適正処理に関する廃棄物処理法、再生利用の推進に関する資源有効利用促進法、個別リサイクル法令の整備をしてきました。

さらに、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、食料の損失、廃棄の削減について目標が設定されるなど、食品ロスの削減が国際的にも重要な課題として認識され、国内においては、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、行政、事業者、消費者など様々な主体の役割が示されたことから、新たな施策の推進が求められています。また、山梨県においても「第4次廃棄物総合計画（令和3年3月策定）」や「山梨県災害廃棄物処理計画（令和3年3月改定）」を策定し、循環型社会等の実現に努めています。

これらの法体系及び計画のもと、中央市（以下「本市」）においても廃棄物の発生・排出を抑制するとともに、リサイクルの促進及び適正処理の推進を図り、循環型社会の実現をめざしていく必要があります。このような中で、令和3年度は、本計画の中間年度に当たることから、国の基本方針等を踏まえ、本市のこれまでの取り組みを考慮し、改定をすることとしました。

2. 計画の位置づけ

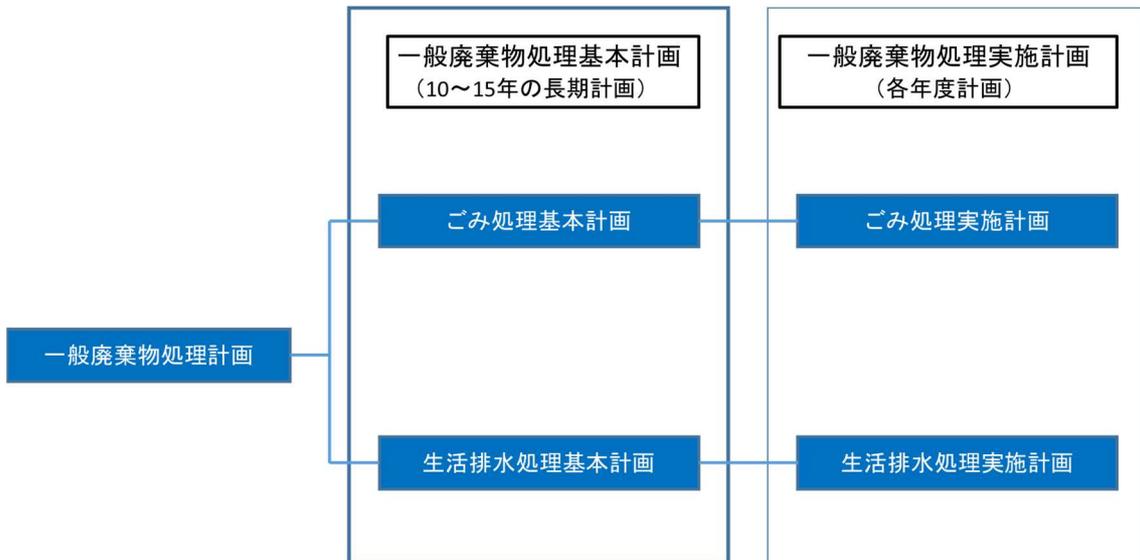
一般廃棄物処理計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画です。

また、一般廃棄物処理計画には、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成され、基本計画、実施計画のそれぞれにごみに関する部分と生活排水に関する部分があります。

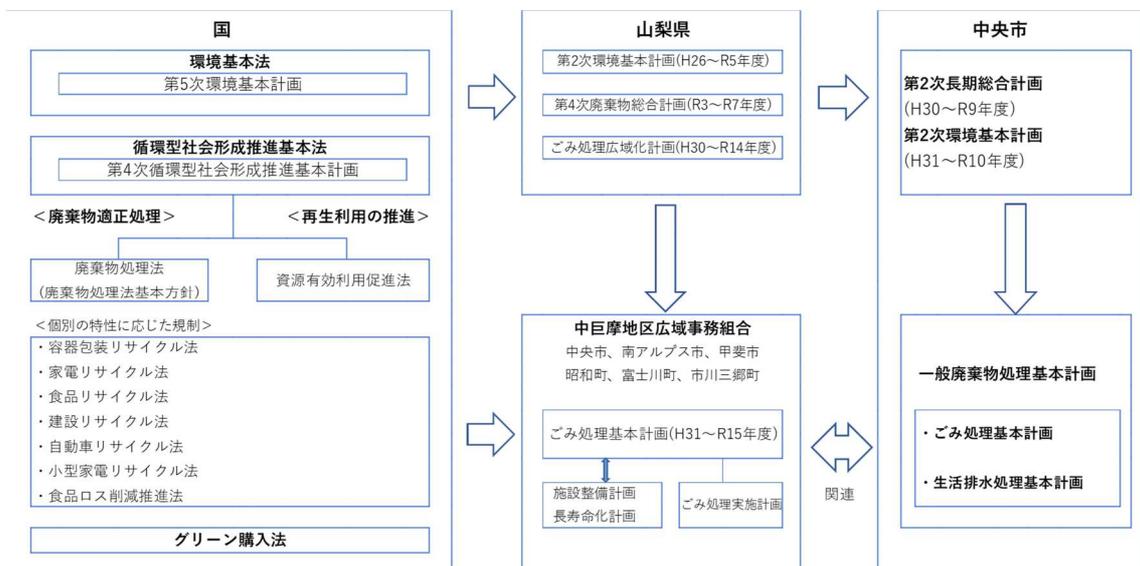
中央市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済状況、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえたうえで、一般廃棄物処理施設の整備や体制、財源の確保等を検討するなど、現実的かつ具体的な施策を総合的に検討することが求められています。



本計画の上位計画として、本市の「長期総合計画」、「環境基本計画」等や国の「循環型社会形成推進基本計画」、県の「第4次山梨県廃棄物総合計画」等があります。また、関係法令としては、「廃棄物処理法」、「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」等があります。本計画は、これら上位計画との整合を図り、関係法令を踏まえ、策定するものです。



3. 計画期間と計画区域

本計画は、長期的な展望に立った計画であることから計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、10 年後の令和 8 年度までとしております。令和 3 年度は、本計画の中間年度にあたることから見直しを行いました。なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行います。

本計画の計画区域は、本市の全域とします。

4. 計画の基本方針

(1) ごみ処理基本計画

大量生産・大量消費・大量廃棄型のあり方を見直すとともに、改めて資源循環を基本とした循環型社会の構築に向け、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を分担し、これまでの 3 R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））に加え、リフューズ（ごみになるものは断る、家に持ち込まない）を合わせた 4 R に係る施策を推進します。

また、併せて中央市環境基本計画との整合性を図り、平成 27 年 9 月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）の考え方に努めます。

【基本方針】

- 4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みをさらに推進します。
- 分別を徹底し、適正処理を推進します。
- 効率的な処理体制の整備検討を推進します。
- 災害廃棄物処理の体制整備を推進します。
- 食品ロスの削減を推進します。

(2) 生活排水処理基本計画

生活排水処理は、快適な日常生活を営む上で必要であるとともに、河川等の公共用水域の水質保全や地下水の水質保全にとっても重要となります。このため、本市では、市全域を対象に、公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽等の汚水処理について、整備を効率的かつ確実に進めていきます。

【基本方針】

- 集合処理として整備済みの区域を中心に公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の 3 つの施設整備により、汚水処理を推進します。
- 公共下水道の未整備区域については、事業進捗を図ります。
- 汚水処理対策が必要となる個別処理区域では、合併処理浄化槽の整備促進に向け、検討を進めます。
- コミュニティ・プラント施設を公共下水道に接続します。

5. 国や県の動向

(1) 国の動向

(循環型社会の形成)

- 平成 12 年に循環基本法が制定され 21 年が経過し、その間に各種法体系の整備や 3R の推進等により、循環型社会に向けた取り組みが進められています。
- 平成 30 年 6 月、循環基本法に基づく第 4 次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、同計画では「持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み」を始め、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の推進と環境再生」、「災害廃棄物処理体制の構築」など、7 つの柱ごとに将来像、取り組み、指標が示されました。

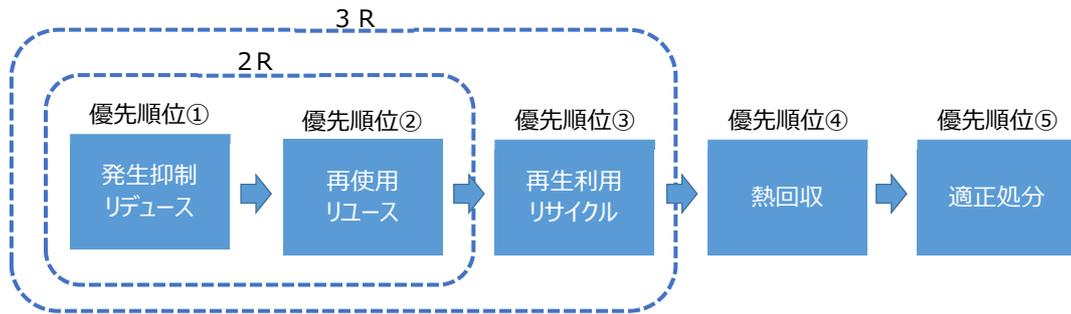
(発生抑制とリサイクルの推進)

- 令和元年 10 月には食品ロス削減推進法が施行され、令和 2 年 3 月に示された基本方針では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量の半減を目指すこととしています。
- 資源有効利用促進法をはじめとした各種リサイクル法が制定され、個別物品の特性に応じた取り組みや規制が行われてきました。また、令和元年 5 月、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、同年 12 月に容器包装リサイクル法の関係省令が改正され、令和 2 年 7 月から全国一律でプラスチック製買物袋（レジ袋）が有料化されました。各種リサイクル法の整備や見直しにより循環型社会の形成に向けた取り組みが進められています。

(廃棄物の適正処理)

- 廃棄物処理法の数次にわたる改正が行われ、近年の大きな改正では平成 29 年 6 月に廃棄物の不適正処理への対応の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社間における自ら処理できる範囲の拡大、水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀廃棄物対策等を行うことを内容とする改正が行われました。
- 廃棄物処理法に基づき定められている「国の基本方針」については、平成 28 年 1 月に示されており、令和 2 年 3 月には環境省から 2025 年度（令和 7 年度）の参考となる数値目標が示されています。

<循環型社会形成推進基本法における処理の優先順位>



(2) 県の動向

(ごみ処理体制の整備に関する取り組み)

- 市町村等における安定的なごみ処理体制を確保するため、平成 11 年、20 年に続き、平成 30 年に「ごみ処理広域化計画」を策定、県内を 3 つのブロックに区分し、一般廃棄物処理施設の集約化が促進されています。
- 甲府市と峡東 3 市で構成する甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合は、笛吹市境川町にごみ処理施設（甲府・峡東クリーンセンター）を整備し、平成 29 年 4 月から稼働しています。
- 峡北・中巨摩・峡南の 5 市 6 町は、令和 2 年 2 月に山梨西部広域環境組合を設立し、中央市浅利地区にごみ処理施設の整備を進めています。富士北麓・東部の 12 市町村は、令和 2 年 10 月にごみ処理施設の候補地を決定し、事業主体となる一部事務組合の設立に向けて準備が進められています。
- ごみ処理施設から排出される焼却灰等の処理については、山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、笛吹市境川町に一般廃棄物最終処分場（かいのくにエコパーク）を整備し、平成 30 年 12 月から操業を開始しています。

(一般廃棄物処理に関する取り組み)

- 「やまなしクールチョイス県民運動（エコライフ県民運動：H22～R1.6）」や市町村・環境保全団体等の取り組みを支援する「ごみ減量化リサイクル推進事業（環境保全重点課題対策事業費補助金）」、県と共同で実施する市町村・一部事務組合のごみ処理施設での「事業系ごみの搬入検査」等により、市町村や事業者のごみの削減やリサイクルの取り組みを支援しています。
- レジ袋の削減を推進するため、平成 19 年に設立した山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会では、事業者や消費者団体、県、市町村等との間でレジ袋無料配布の中止等を盛り込んだ協定を締結し、これまでに 28 事業者 1 組合 314 店舗においてノーレジ袋事業推進の取り組みが進められました。（令和 2 年 7 月、レジ袋有料化が法制化されたことにより、令和 2 年 6 月末に協議会は解散、協定廃止）
- 流域圏によるプラスチックごみ等の発生抑制に係る基本方針等を示した「プラスチックごみ等発生抑制計画」が令和 2 年 3 月に策定され、発生抑制対策に関する施策に取り組んでいます。

(産業廃棄物処理に関する取り組み)

- ・ 排出事業者・処理事業者を対象とした研修や県民の日でのイベント等を通じて廃棄物の適正処理のための啓発等を行うとともに、砂利洗浄汚泥を築堤の盛土材等の原料として再生利用するに当たり個別指定を行うなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の拡大に努めています。
- ・ 産業廃棄物は最終処分のほとんどを県外に依存するといった本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を明らかにする「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」を平成29年3月に策定し、現在、排出抑制に向けて特に優れた取り組みを行った事業者を表彰する「チャレンジ産廃3R促進事業」や、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を評価する本県独自の格付け制度など各種施策が実施されています。
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実かつ早期の適正処理を推進するため、国では関係法令の改正や「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の改訂を逐次行っており、県ではその改訂を踏まえて「山梨県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（県計画）」の見直しを行い、最近では令和2年2月に改訂されました。
- ・ 高濃度PCB廃棄物である変圧器・コンデンサー等の処分期限が令和4年3月末に迫るなど、今後、各種PCB廃棄物の処分期限が順次到来することから、処分期限までに処分を完了しない者に対して改善命令等を行うなど、全てのPCB廃棄物等の期間内処理に向け取り組むこととしています。

(不法投棄防止対策に関する取り組み)

- ・ 市町村や警察など関係機関と連携した、不法投棄防止県下一斉合同パトロールや、山梨・静岡・神奈川県合同富士箱根伊豆地域不法投棄防止一斉パトロール、また、36県市で構成する産業廃棄物広域連絡協議会（産廃スクラム36）の会員同士の連携による、路上調査等を継続して実施するなど、産業廃棄物の不適正処理の防止に努めています。
- ・ 県民が日常生活の中でボランティアとして不法投棄の通報等を行う不法投棄監視協力員制度を設け、現在、約900人が協力員として登録されています。更に事業者団体等との情報提供協定を拡充するなどして、県民総監視体制の推進を図っています。

6. 国及び県の計画における一般廃棄物に係る数値目標

国及び県のごみの削減量などの数値目標は次のとおりです。

区分	国 第4次循環型社会形成推進基本計画 (平成30年6月策定)	山梨県 第4次山梨県廃棄物総合計画 (令和3年3月策定)
目標年	令和7年度	令和7年度
基準年	(平成12年度(2000年度))	平成30年度
減量化	1人1日当たりごみ排出量(直接搬入、 集団回収を加えた事業系を含む) : 約850g/人/日 1人1日当たり家庭ごみ量 (集団回収、資源ごみを除く) : 約440g/人/日	生活系ごみ+事業系ごみ+集団回収量 : 11.0%削減 生活系ごみ : 11.0%削減
リサイクル率		25%(基準年から+8.0ポイント)
最終処分量	1,300万t(約77%削減)	16千t(基準年から16.7%削減)